

町営住宅における 家賃債務保証法人制度の導入について

問 定住促進課 定住促進係 ☎92-7920 ☎92-0741

現在町営住宅の入居申込には連帯保証人が1名必要ですが、国土交通省に登録されている家賃債務保証会社と協定書を締結し、令和3年4月1日より「連帯保証人」又は「家賃債務保証法人」を選択できるようになります。これにより連帯保証人の確保が困難な方についても町営住宅に入居頂けるようになります。

町営住宅の入居申込には、本件以外にも所得基準などの条件がありますので詳しくは定住促進課までご確認ください。

令和3年度 福祉タクシー利用助成券を交付します

申問 福祉課 障がい福祉係 ☎92-7964

在宅の心身障がい者（児）の方の日常生活圏の拡大や社会参加の促進などを目的として、タクシー料金の一部を助成しています。この助成を受けるためには、福祉タクシー利用助成券が必要です。交付を希望される方は、申請手続きを行ってください。また、旧福祉タクシー利用助成券(黄色)をお持ちの方は福祉課へ返還してください。

▽対象者

町内に住所を有し、次の①から③のいずれかに該当する在宅の心身障がい者（児）

- ① 身体障害者手帳の1、2級をお持ちの方 ② 療育手帳のA、Bをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方

※自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免を受けている方や、入院中又は施設入所中の方は対象外です。
※対象者への個人通知は行っていません。

▽利用助成券の内容

申請日の属する月から当該年度末までの月数に3を乗じた枚数（透析治療を受けている方には6を乗じた枚数）の福祉タクシー利用助成券を交付し、1回の利用につき基本料金分を助成します。リフト付き福祉タクシー利用助成券もあります。

▽申請に必要なもの 対象者に該当する手帳、印鑑（認印）

▽申請受付開始日 3月25日（木）から随時受付

小学校6年生～高校1年生の女の子と保護者の方へ 子宮頸がん（HPV）ワクチンについて情報提供

問 基山町保健センター ☎92-2045

子宮頸がん（HPV）ワクチンが公費で接種できる予防接種の一つであることを知っていただき、子宮頸がん（HPV）ワクチンを接種するかどうかを検討・判断するための情報提供をします。令和3年度に新しく小学校6年生となる方には、3月末に個別にお知らせとリーフレット（概要版）を送付します。

町ホームページには、厚生労働省が作成したリーフレット（詳細版）等を添付しますので、こちらも参考にご検討ください。リーフレット（詳細版）等は保健センターからもお渡しできます。

子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、厚生労働省は、平成25年6月14日に「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について」を通知し、子宮頸がん（HPV）ワクチン接種の積極的な勧奨を、一時的に差し控えることとしました。そのため、現在、子宮頸がん（HPV）ワクチンの積極的な接種勧奨はしていませんが、接種を希望される方は、定期接種として無料で接種を受けることが可能です。

▽対象年齢 小学校6年生から高校1年生相当の女の子 ※標準的な接種年齢は、中学校1年生とされています。

▽接種場所 県内の登録医療機関

▽ワクチンの種類と接種回数 サーバリックス®（2価ワクチン）・ガーダシル®（4価ワクチン）

間隔をあけて同じワクチンを合計3回接種します。どちらを接種するかは医療機関へご相談ください。

ワクチンの種類によっては取り扱っていない医療機関もありますので、必ず事前に医療機関へご連絡をお願いします。

▽ワクチン接種の効果

(1) 子宮頸がん（HPV）ワクチンは、子宮頸がんを起こしやすいタイプである、HPV 16型と18型の感染を防ぐことができると言われています。

(2) 子宮頸がん（HPV）ワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されています。これらにより、子宮頸がんの原因の50～70%を防ぐと言われています。また、接種が進んでいる一部の国では、まだ研究の段階ですが子宮頸がんを予防する効果を示すデータも出てきています。

令和3年度

狂犬病予防集合注射をご利用ください

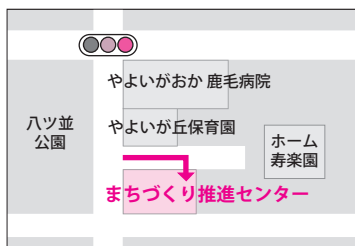
問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

犬を飼う方には、狂犬病予防法において、犬の登録（生涯に1回）と狂犬病予防接種（毎年1回）を受けさせることが義務付けられています。狂犬病は発症すると動物だけでなく人間もほぼ100%死亡してしまう恐ろしい病気です。室内で飼っていても必ず接種しましょう。

狂犬病予防集合注射を開催します。接種率が下がると次年度の集合注射会場の設置が困難になりますので、ぜひ集合注射をご利用ください。集合注射を利用できない方は、動物病院で接種してください。接種後は、動物病院で交付される証明書を持参し、役場で狂犬病予防注射済票の交付（550円）が必要です。

※未登録や予防注射未接種の場合は、20万円以下の罰金が科せられます。

まちづくり推進センター位置図



(鳥栖市弥生が丘2丁目146-3)

令和3年度 狂犬病予防集合注射日程表

日程	時間	場所
4月9日(金)	午後1時30分～2時30分	基山町保健センター西側
4月11日(日)	午前9時～10時	基山町保健センター西側
4月13日(火)	午前10時～10時30分	弥生が丘まちづくり推進センター
4月25日(日)	午前9時～10時	鳥栖市役所

※鳥栖市、みやき町、上峰町の集合注射会場でも接種を受けることができます。

日時や場所等の詳細は、各市町にお問い合わせください。

(ただし、新規登録の手続きや狂犬病予防注射済票の交付は基山町役場にお越しく下さい)

▽集合注射に必要なもの

- ①注射料及び注射済票交付手数料（1匹あたり3,250円）
未登録の犬は、別途、登録手数料（3千円）が必要です。お釣りが無いよう、ご協力をお願いします。
- ②問診票記入済みの案内はがき
はがきは、登録されている飼い主に3月下旬に送付します。

▽集合注射時の注意事項

- ・犬の体調が悪いときは、注射前に獣医師にお伝えください。
- ・過去には、県内の集合注射会場で、咬傷事故が発生しました。会場には犬を制御できる方が必ずお越しく下さい。
- ・フンの後始末は飼い主が責任を持って行ってください。（掃除用具の持参をお願いします）
- ・時間厳守をお願いします。

▽届出が必要なこと

- 次の場合は、役場への届け出が必要です。
- ・犬が死亡したとき
 - ・住所、飼い主が変わったとき

※新型コロナウイルス感染症予防の為、マスク着用でのご参加をお願いします。

また、発熱や体調不良の方は個別注射（動物病院）の接種をお願いします。

令和3年度

あん摩・はり・きゅう等施術券の申請について

申問 福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

町では、高齢者の心身の健康保持を目的に、65歳以上の方の「あん摩・はり・きゅう等の施術料」について助成を行っています。施術券の発行を希望される方は、申請の手続きを行ってください。未使用の旧施術券（黄緑色）をお持ちの方は福祉課へ返還してください。

▽対象者

基山町に住所を有する65歳以上の方（65歳になる月から申請可）

※対象者への個人通知は行っていません。

▽施術券の内容

施術券は、申請日の属する月から当該年度末までの月数に2を乗じた枚数を交付し、施術1回につき1,000円以内を助成します。ただし、町指定の施術師にて施術を受けた場合に限りです。

▽利用上の注意 ひと月に利用できる施術券は4枚までです。ご注意ください。

▽申請受付開始日 3月25日(木)から随時受付

国民年金保険料 産前産後期間の免除制度について

申問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

次世代育成支援の観点から、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。保険料は全額納付済として、将来の年金額に反映されます。必要な書類についてはお尋ねください。

▽対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方(妊娠85日以上での死産、流産、早産を含む)

▽免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)

14日以内に手続きをしましょう！ 国民健康保険・国民年金の手続きは忘れずに！

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

就職又は退職をした場合は、国民健康保険と国民年金の手続きが必要になる場合があります。



▽就職したとき

国民健康保険以外の健康保険を取得された場合は、国民健康保険を喪失する手続きが必要です。国民健康保険を喪失する手続きが遅れると、国民健康保険税が課税されたままになり、社会保険料と両方を納めている状態になります。

また、国民健康保険以外の健康保険を取得された後に、国民健康保険の被保険者証を使って受診された場合、医療費を国民健康保険へ返金していただくことがありますので、ご注意ください。

▽退職したとき

職場の健康保険をやめた場合は、国民健康保険・国民年金へ加入する手続きが必要です。職場の健康保険を任意継続する場合や、家族の職場の健康保険等の被扶養者になる場合でも、国民年金への加入の手続きは必要な場合があります。

国民健康保険税・国民年金保険料は、加入する手続きをした日からではなく、職場の健康保険をやめた日までさかのぼって納めていただきますので、ご注意ください。

※手続きに必要なものについては、福祉課保険年金係へおたずねください。

新小学一年生は

『子どもの医療費受給資格証』交付申請をお願いします

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

4月から新小学一年生になれるお子さまの『子どもの医療費受給資格証』の有効期限は、令和3年3月31日までです。就学後の資格証の交付申請が必要となりますので、期限内に申請申請をお願いします。

▽申請期限 3月31日(水)

▽申請場所 基山町役場 1階 こども課 (※郵送での申請も受け付けますのでお問合せください。)

▽申請に必要なもの

- ① 子どもの医療費受給資格認定申請書 ※申請者と被保険者の押印を忘れずにお願いします。(認印可、スタンプ式印不可)
- ② お子さまの「健康保険被保険者証」
- ③ 振込先口座のわかるもの

有料広告

ご存知ですか？
**健康保険で
自宅や施設で受けられる
リハビリ
マッサージ**

業界
店数No.1

訪問マッ
サージとは

国家資格を持った施術家
ご自宅や施設まで
施術提供が出来ます。

最近、
体が痛いから、
お父さんに
マッサージして
もらいたい

このような悩みがありませんか？
そんな時、KEIROWなら→

でも…
父は星が
不自由だから
出張前に会うのは
心配だわ…

お身体でお困りの方が
いらっしゃいましたら、
ご相談ください。

お問い合わせ・無料体験は

KEIROW 筑紫野ステーション

0120-408-401

TEL : 092-408-4260 FAX : 092-408-4261

〒818-0603
福岡県筑紫野市桜台2丁目21-8エトウビル1号

11 広報きやま R3.3.15

対象者世帯には郵送で通知します！ 「生活支援福祉給付金」の支給について

問 福祉課 ☎92-7964

町では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援が必要な世帯に対して、「生活支援福祉給付金」を支給します。

▽支給対象世帯

基準日（令和3年1月31日）時点において、本町の住民基本台帳に記録されている方で、次のアからカまでのいずれかの要件に該当する世帯の世帯主に、1世帯あたり1万円を支給します。

- ア 生活保護受給世帯（※単身世帯については8千円の支給となります）
- イ 就学援助受給世帯
- ウ 特別児童扶養手当受給世帯
- エ 児童扶養手当受給世帯
- オ 18歳以下の子どもが5人以上属する世帯
- カ 令和2年度の町民税非課税世帯で15歳以下の子どもが属する世帯

※令和2年1月2日以降に、基山町に転入された世帯で、カの非課税世帯に該当する場合は、転出元の市町村から非課税証明書を取ってきていただき、福祉課に提出してください。

▽申請方法

町から対象者世帯に郵送で通知します。給付金の振込みは、特別定額給付金（1人10万円）で申請があった世帯主の口座に振込みます。給付金が必要ない場合、振込み口座の変更が必要な場合は3月29日（月）までに福祉課へご連絡ください。

4月から開始します

高校生等の通院・調剤（県内分）助成方法が変更になります

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

町では、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成しています。

令和3年1月診療分から18歳に達した日以後の3月31日までに対象年齢を拡大したところですが、令和3年4月診療分から高校生等の通院・調剤も佐賀県内の病院では資格証を提示することにより、下表の自己負担で受診できるようになりました。

※未就学児から中学生までの助成方法に変更はありません。

3月末、新小学1年生～高校生等の皆様へ新しい資格証を郵送します。

	助成範囲	助成方法・負担額（1か月1医療機関あたり）
県内	入院・通院・調剤 （健康保険適用の診療分のみ）	医療機関に資格証と保険証を提示し「現物給付」 【入院】ひと月上限1,000円をお支払い 【通院】上限500円を月2回までお支払い 3回目からは無料 （窓口での請求額が500円に満たない場合は、その額で1回とみなす） 【調剤】無料
県外		医療機関にお支払い後、助成申請が必要「償還払い」 （未就学児については受給資格証裏面記載の県外指定医療機関等でも使用可能）

※上表は、令和3年4月診療分からの助成方法です

▽申請方法

助成申請は、子どもの医療費助成申請書（役場こども課他、ホームページからもダウンロードできます。）、領収書原本を役場こども課へ提出してください。

▽注意事項

- ・助成の対象となるのは、健康保険適用の診療分のみです。整骨院等で保険診療により受診するとき並びに医師の指示による治療用補装具（メガネ・コルセットなど）購入するときは、資格証を利用できません。いったん療養費等を支払ったあと、役場こども課へ助成申請をしてください。
- ・助成申請は診療月の翌月から1年以内に行ってください。
（例：令和3年1月診療分→令和3年2月1日から令和4年1月31日までに申請）
- ・学校、保育所および幼稚園等でケガをした場合
日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となりますので、まずは学校等へ連絡し、給付対象となるかご確認ください。（重複して助成を受けることはできません）
- ・ひとり親家庭等医療費助成申請をする場合
未就学児の医療費は、「子どもの医療費助成制度」優先となりますので同時に申請してください。

参加者募集

第 58 回町民チャリティーゴルフ

問 基山町体育協会（まちづくり課内） ☎92-7935

基山町ゴルフ協会では町民チャリティーゴルフ大会を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

▽日時 4月14日(水)

▽場所 小郡カンツリー倶楽部

▽受付 スタート時間の30分前まで（スタート時間は改めてお知らせします。）

▽参加料 2,000円（募金500円・会費1,500円）

※表彰式は行わず、成績は後日お知らせします。

※新型コロナウイルス感染防止のため、体調が優れない場合（発熱・咳・咽頭痛など）や、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は参加をご遠慮ください。

▽プレー代 自費(10,850円) 食事別・セルフプレー ▽申込締切 令和3年3月31日(水)

※参加には、基山町ゴルフ協会（基山町体育協会所属）に登録が必要になります。



消費生活コラム vol.16

詐欺・模倣品サイトはここを確認！サイトを見るときチェックポイント！

問 消費生活相談窓口：住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171（毎週金曜日午前9時30分～午後3時30分）
消費者ホットライン ☎188

- ◆日本語の字体、文章表現がおかしい。
- ◆販売価格が大幅に割引されている。
- ◆事業者の住所の記載がない。住所を調べると田畑、個人宅になっている。
- ◆事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけである。
- ◆支払方法が銀行振込みのみである。
- ◆利用規約等におかしな記載・不当な記載がある。
- ◆サイト内のリンクが適切に機能しない。
- ◆サイト URL の表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なるなど、おかしい。
- ◆個人情報を入力する画面に SSL（情報を暗号化した通信方法）が導入されていない。

インターネット通販で「商品が届かない」「偽物が届いた」といった詐欺・模倣品サイトによるトラブルが起きています。トラブルに遭わないために、インターネット通販を利用する際は、上記の項目を確認しましょう。また、インターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を調べて参考にするのもよいでしょう。

詐欺・模倣品サイトを完全に見分けることは困難です。少しでも不安を感じた場合は、購入をやめましょう。困った時は、消費生活相談窓口等にご相談ください。（出典：子どもサポート情報第147号より）



交通安全コラム vol.20

自転車の事故を未然に防ぎましょう！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

(1) 乗車前には自転車に異常がないか点検しましょう。

ブレーキ、車輪、ペダルやチェーンの緩み、がたつきが大きな事故につながることがあります。乗る前に確認し、破損している部品がある、変な音がするなどの異常があれば販売店等に相談し、必要に応じて点検を受けましょう。

(2) 子供を乗せる場合には足が車輪に巻き込まれないよう、自転車の荷台に乗せてはいけません。また、子供を前に抱っこして自転車に乗らないでください。

大人用の自転車の荷台に子供を乗せて走行中に、車輪に子供の足が巻き込まれ、骨折などのけがをする事故が発生しています。幼児用座席を使用する場合も、金属製の足乗せ部が度重なる使用により破損して同様の事故が発生し、リコールされている製品もあります。お持ちの製品をご確認ください。

(3) 「自転車安全利用五則」を守りましょう。また、ヘルメットを着用するとともに、万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

※自転車乗車中に相手にけがをさせた場合に備えて「自転車損害賠償責任保険」等へ忘れずに加入しましょう。